

令和 5 年度決算

# 伊勢原市資金不足比率審査意見書

伊 勢 原 市 監 査 委 員





伊監委第20号  
令和6年8月2日

伊勢原市長 高山 松太郎 殿

伊勢原市監査委員 島 和 俊

伊勢原市監査委員 上 原 勇 司

伊勢原市監査委員 八 島 満 雄

令和5年度決算に基づく資金不足比率に対する審査の意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率を審査したので、次のとおりその意見を提出する。



## 令和5年度資金不足比率審査意見書

### 1 審査の対象

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

### 2 審査の期間

令和6年7月3日から令和6年7月17日まで

### 3 審査の方法

資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令の定めるところに従って適正に作成されているかを主眼として審査した。

### 4 審査の結果

資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令の定めるところに従って適正に作成されていると認められた。

審査結果の内容等は、次のとおりである。

#### (1) 資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業会計を対象とした資金の不足額を公営企業の事業の規模である料金収入の規模と対比させたもので、本年度は資金の不足額がないため算定値はない。

$$\frac{\begin{array}{l} \text{資金の不足額} \\ \text{算定額なし} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{事業の規模} \\ 1,457,257 \text{千円} \end{array}} = \text{算定値なし}$$

$$\begin{aligned} \text{資金の不足額} &= (\text{流動負債} + \text{建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の} \\ &\quad \text{現在高} - \text{流動資産}) - \text{解消可能資金不足額} \\ \text{事業の規模} &= \text{営業収益の額} - \text{受託工事収益の額} \end{aligned}$$